

令和3年度

# 群馬県農業公社のご紹介



公益財団法人 群馬県農業公社

URL <http://www.gnk.or.jp>  
E-mail [gnk1220@song.ocn.ne.jp](mailto:gnk1220@song.ocn.ne.jp)

## 1 設立のねらい

公益財団法人群馬県農業公社は、農地の流動化、農業生産基盤の造成整備、農業の担い手の確保・育成等に関する業務を通じ、農業者の経営改善と本県農業の振興に寄与することを目的として設立されたものです。

## 2 主な事業

- (1) 農地利用の効率化・高度化及び農地保有の合理化の促進
- (2) 青年農業者等担い手の確保・育成・新規就農相談
- (3) 青年農業者への経営改善に資するための助成金の交付
- (4) 未利用農地の有効活用への取り組み
- (5) 農業用地等の造成、改良及びこれらの附帯施設の売渡し
- (6) 農業用施設、環境施設及びこれに関連する施設等の取得、造成、整備、貸付及び譲渡
- (7) 農業用機械等による作業受託

## 3 沿革

- 昭和45年10月1日 財団法人群馬県農業公社設立  
 昭和46年2月6日 農地保有合理化法人指定  
 平成6年2月21日 農業経営基盤強化促進法に基づく県基本方針に県段階の農地保有合理化法人として位置付けられる  
 平成10年10月1日 農業後継者育成基金と農業公社の統合  
 青年農業者等育成センター指定  
 平成24年4月1日 公益財団法人へ移行  
 平成26年4月23日 農地中間管理機構指定

## 4 基本財産及び基金

631,121千円

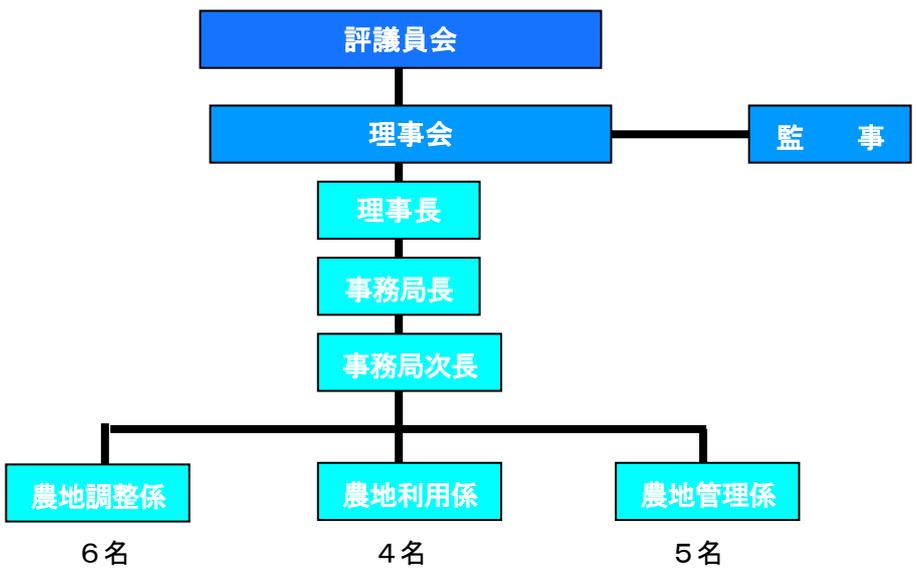
<b>【内訳】</b> 基本財産（公社）	15,000千円（寄付金）	県	10,000千円
		農協中央会	5,000千円
基本財産 （農業後継者育成基金）	616,121千円（出捐金）	県	304,000千円
		市町村	142,500千円
		農業団体等	169,621千円

5 組織

(1) 役職員

- 評議員 9名
- 理事 11名
- 監事 2名
- 職員 17名 (内県派遣職員4、プロパー職員5、嘱託職員8)

(2) 機構



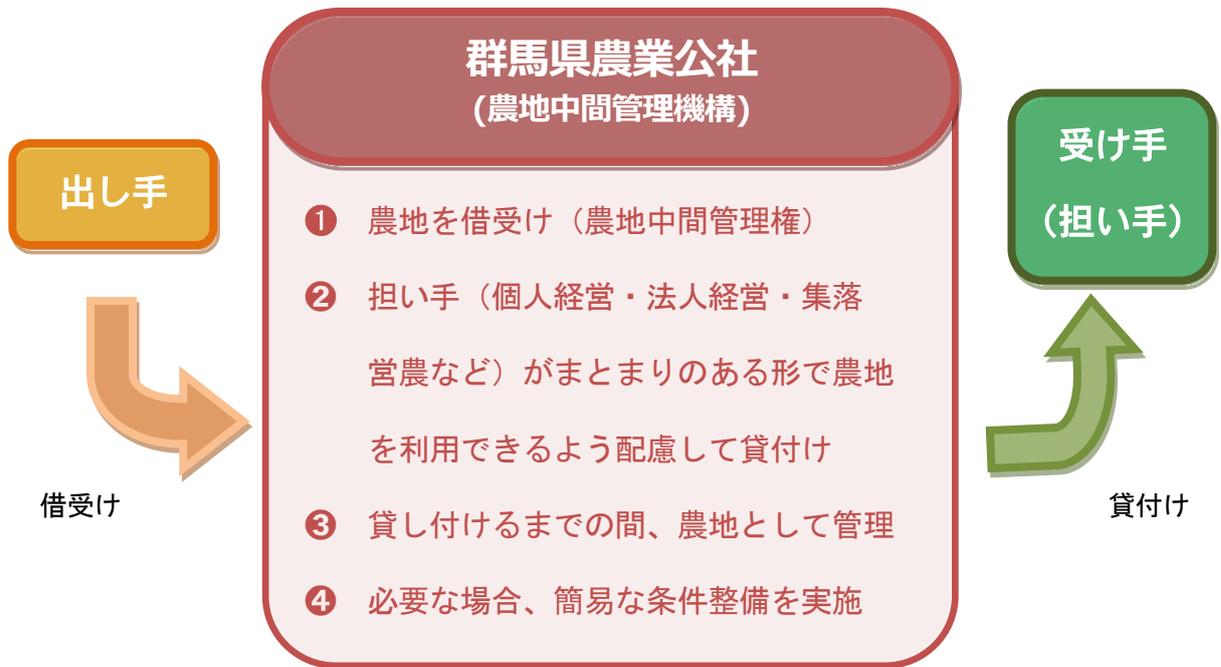
# I 農地流動化の促進

農業公社は農地流動化を図るため、主に次の事業を行っています。

## 1 農地中間管理事業

### (1) 農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」で示された「10年後に目指す姿」の実現に向け、農用地等の効率的な利用と有効利用を推進するために各都道府県毎に設立される農地中間管理機構が行う事業で、農業構造の改革と生産コストの削減により、農業競争力を強化することをねらいとしています。



### (2) 農地中間管理機構とは

担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人」を指定し、都道府県に1つ設置されます。

※ 農地保有合理化法人はH26に廃止されました。

### (3) 農地中間管理事業の活用によるメリット

#### 農地を貸したい人(出し手)のメリット

- 契約期間中は、農業公社が適切な貸付先を選定し、安定した賃借料が確実に入ります。
- 貸付期間満了後にはトラブルの心配もなく、確実に土地が戻ります。
- 貸付期間満了後も農地管理が難しい場合は、引き続き貸し続けておくことで、農業公社が農地の適正管理を行う担い手へ託します。
- 地域内の一定割合以上を農業公社に貸し付けた地域に対し、地域集積協力金が交付されます。
- 農業公社に農地を貸し付けることにより、経営転換またはリタイアする農業者及び農地の相続人に対し、経営転換協力金が交付されます。

#### 農地を借りたい人(受け手)のメリット

- より長期間の借入れが可能(原則10年以上)になり、借入期間中は安心して耕作ができます。
- 条件が整えば、借入地で簡易な基盤整備を実施できます。
- 地主との借入交渉など、面倒な事柄は農業公社がお引き受けします。
- 賃借料は交渉により定まった額を毎年払いとします。

## 2 農地売買等事業 ほか

昭和45年に創設された農地保有合理化事業が、法律の一部改正により、平成26年度から新たな制度に変わりました。これまで農地保有合理化法人が行ってきた農地の買入れと売渡しは、農業公社（農地中間管理機構）が機構の特例事業として引き続き実施し、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者等に対する農業経営の規模拡大や農用地の利用集積、農業経営基盤の強化等を総合的に講ずることにより農業の健全な発展をねらいとしています。

### (1) 農地売買等事業

農地売買等事業は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地等の利用集積を促進するための国庫補助事業で、以下のような構成となっています。

#### ア 売 買

##### 1 一般事業

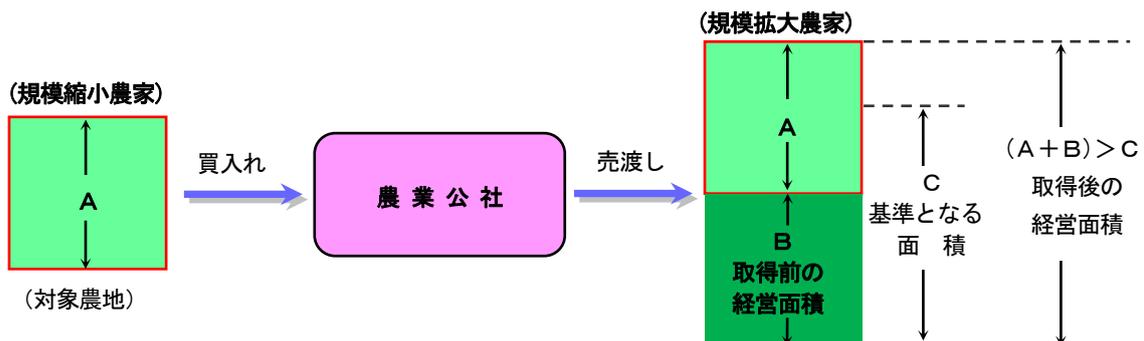
農業委員会のあっせん等により、農用地等の買入れ、売渡しを行います。なお、本事業は下記の農用地等売渡事業とは異なり国庫補助対象外であるため、一部の費用につき利用者負担が生じます。

##### 2 農用地等売渡事業

認定農業者等への農用地等の利用集積のために、農用地等の買入れ、売渡し、交換、一時貸付けを行った後に売渡しを行います。また、農地に付帯する農業用施設等についても、買入れ、売渡し、一時貸付けを行った後に売渡しを行います。

#### イ 農地売買等事業の特徴

- 1 農業公社が農用地等を取得し、受け手農家に再配分（売渡し）するまでの間、中間的に保有します。
- 2 対象農用地等は、受け手農家の利用集積等に役立つと見込まれるものに限られます。
- 3 再配分（売渡し）は原則として、取得後の経営面積が公社の定める基準面積を超える担い手農業者に対して行われます。
- 4 公社から農地を購入（交換）した場合、一定期間を農地として使用することとし、転売、転貸、権利設定等の制限があります。



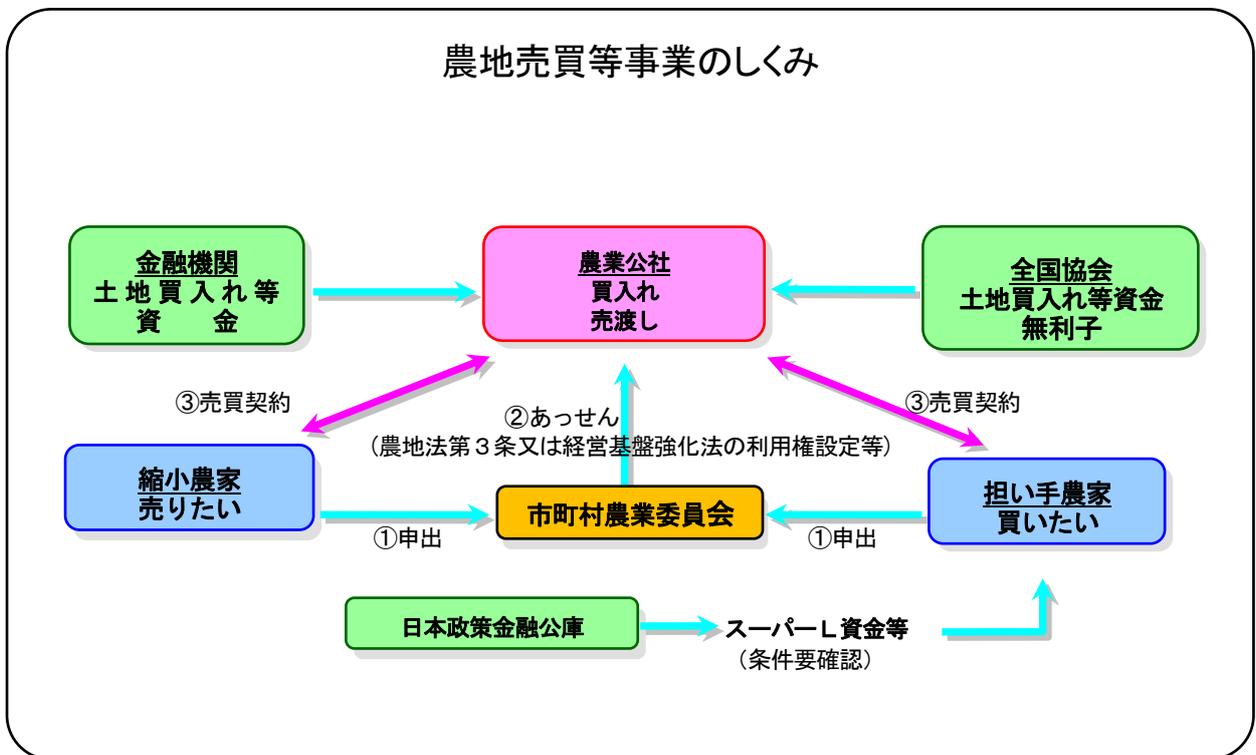
(2) 農地売買等事業活用によるメリット

農地を公社に売渡した場合のメリット

- ア 価格は、近傍の類似農地の取引価格を参考に、農業委員会等の意見を聴いて決定します。
- イ 譲渡所得税が800万円まで特別控除になります。  
(買入協議制度による場合は1500万円まで特別控除となります。)
- ウ 土地代金の支払いは、登記完了後に速やかに実施しています。
- エ 各種手続きを公社が行うので、煩わしさが解消され安全です。

農地を公社から買入れた場合のメリット

- ア 不動産取得税が農地価格（固定資産税評価額）の2/3に軽減されます。
- イ 登録免許税が一般の2%から1.0%（利用集積）に軽減されます。
- ウ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）、経営体育成強化資金が優先的に借りられます。  
(条件要確認)
- エ 農家は最小の経費負担で済み、手続きが簡単で安心です。



### (3) 農地売渡信託等事業

農地価格の下落等により、農地中間管理事業を活用した農地の流動化が困難な地域において、規模縮小農業者等から農地の売渡しについて信託を引き受けることと併せて、売渡信託委託者に売り渡します。

### (4) 農地所有適格法人出資育成事業

農地所有適格法人の自己資金充実と経営規模拡大の支援のため、認定農業者資格を持つ農地所有適格法人に農地の現物出資等と併せた金銭出資をし、その現物出資等に伴い付与される持分を、その法人の他の構成員に25年以内に計画的に分割譲渡します。

### (5) 研修等事業

農地売買等事業により買入れ又は借入れた農用地等を利用し、新規就農希望者等に対して農業技術や農業経営等を実地に習得してもらうための研修事業を行います

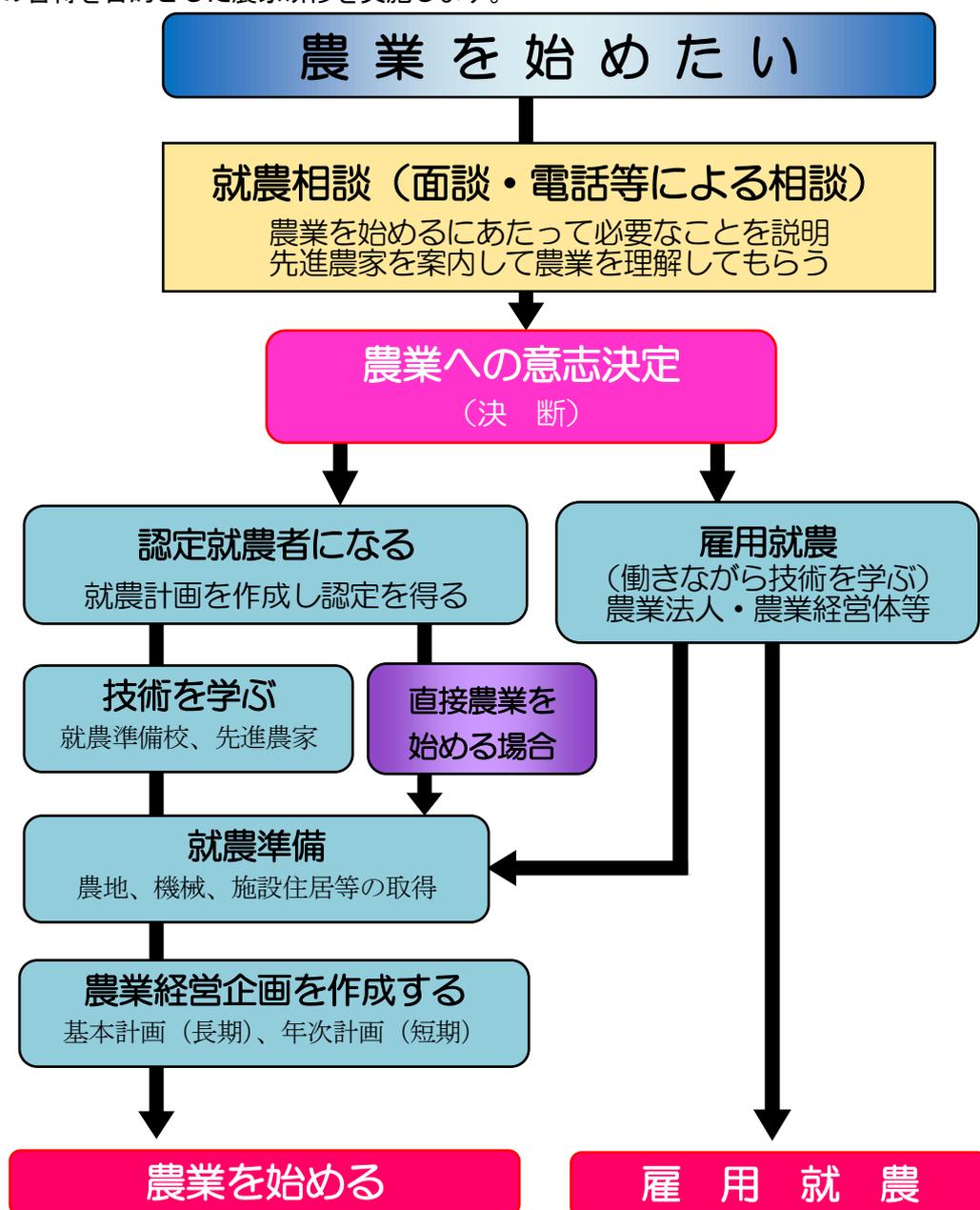
## II 青年農業者等担い手の確保・育成

### 1 農業後継者育成基金事業

農業後継者育成基金の運用益による農業後継者の定着化、農業青年の研修・仲間づくり活用及び組織活動等に対して助成します。

### 2 青年農業者等就農支援事業

農業経営基盤強化促進法に基づき、県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年等に対して就農啓発や就農相談等の支援活動を行うとともに、次世代人材投資資金（準備型）における研修受け入れ機関として群馬県より認定され、関係機関と連携のもと、新規就農希望者に対して、農業に関する知識の習得を目的とした基礎研修や集合研修、早期に効率的、安定的な農業経営を営むために必要な技能の習得を目的とした農家研修を実施します。

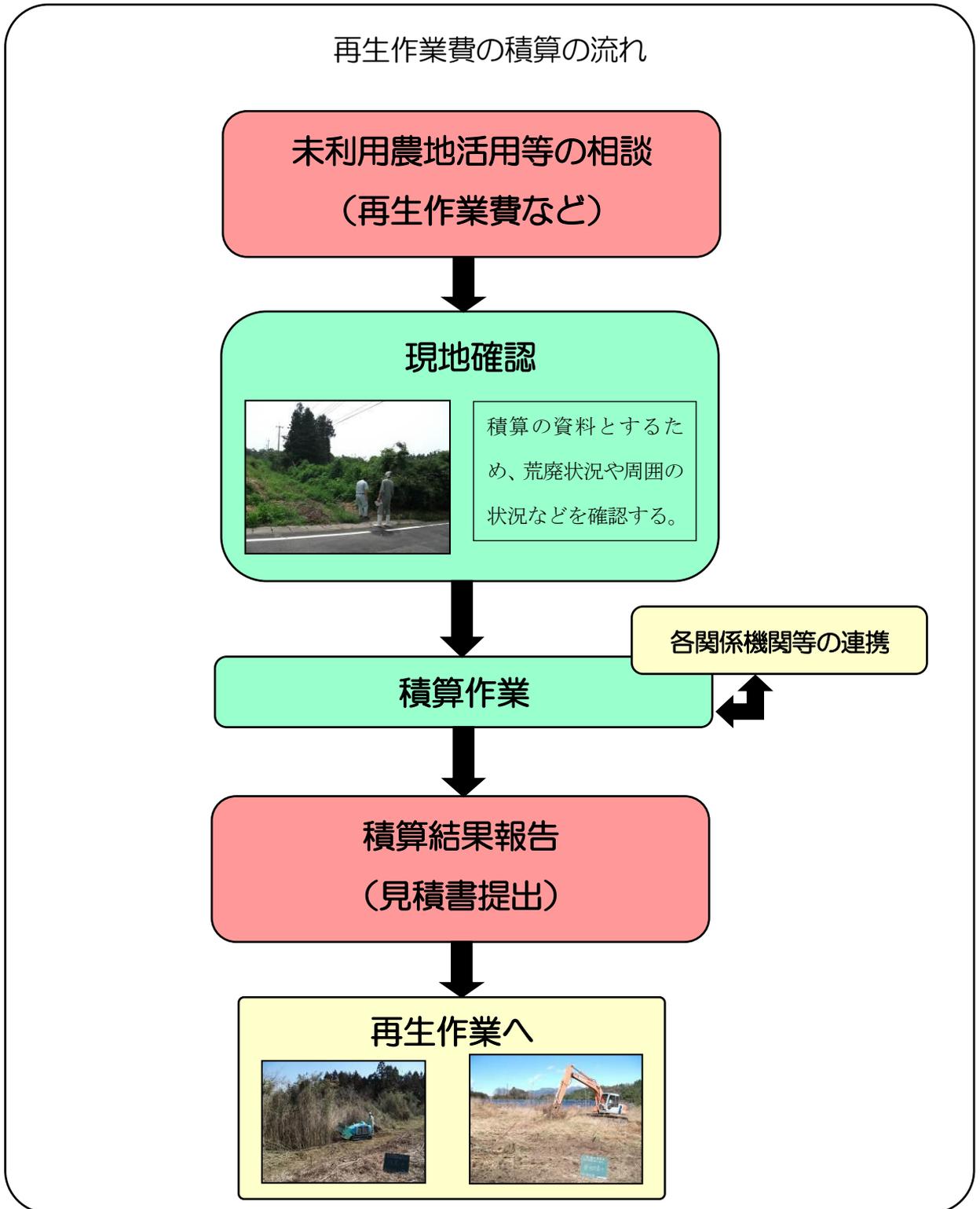


# Ⅲ 未利用農地の有効活用への取組み

未利用農地の有効活用について

## 1 再生作業等の取組みを支援

各地で取り組んでいる未利用農地（耕作放棄地又は遊休農地）再生について、作業費積算や再生作業など、農地活用の取組みを円滑に進めるための支援を行います。





緑の大地に、大きな夢を持って、  
 チャレンジする人の成功  
 (四つ葉のクローバーを見つけられるように)を、  
 会社の組織をあげて応援したい  
 そのような意味を含めたロゴマークです

・・・お申し込み・お問い合わせ・・・

農業公社では、農地流動化、担い手の育成確保を中心とした各種事業を県、市町村、農業委員会、農業協同組合等の協力を得て推進しております。具体的なお申し込みお問い合わせについては、公社にお越しいただくか、お電話にてご相談下さい。

**公益財団法人 群馬県農業公社**

(農地中間管理機構)

〒371-0854

前橋市総社町総社2326-2

TEL(027)251-1220

FAX(027)-251-0677

